

中野区教育委員会会議録

平成28年第6回臨時会

平成28年10月14日

中野区教育委員会

平成28年第6回中野区教育委員会臨時会

○日時

平成28年10月14日（金曜日）

開会 午後0時06分

閉会 午後0時16分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

0人

○議題

1 協議事項

(1) 区政情報一部公開決定処分に係る審査請求の取扱について

○議事経過

午後0時06分開会

田辺教育長

それでは、定足数に達しましたので、教育委員会第6回臨時会を開催いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<協議事項>

田辺教育長

協議事項、「区政情報一部公開決定処分に係る審査請求の取扱について」を協議いたします。

ここで、お諮りします。

本件は、現在、裁決の過程における案件であり、教育行政の運営の公正を確保するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条第7項ただし書」の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

(以下、非公開)

(平成28年第7回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下公開部分を公開)

田辺教育長

初めに、事務局から説明をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、別紙1、別紙2につきまして、その経過につきましてご報告申し上げます。

本年4月27日に、審査請求人の方から教育委員会に対しまして、別紙1のとおり、若宮小学校・大和小学校が統合する新校につきまして、ピーク時がいつか、そのときの在校児童数・学級数がわかる文書、並びに中野区教育委員会が2015年度に行った区立小中学校の学校ごとの児童・生徒数と学級数の将来推計がわかる文書の請求がございました。

これに対しまして、5月11日、別紙1のとおり教育委員会といたしまして、審査請求人に対し、中野区区立小中学校人口推計に係る区政情報の一部公開決定処分を行ったもので

ございます。

これに対しまして、7月26日付で、別紙2のとおり、審査請求人の方から中野区教育委員会に対しまして、本件処分の取り消しを求める審査請求が提出されたものでございます。

審査請求の概要でございますが、別紙2のとおりでございます。

中野区立小中学校人口推計につきましては、当該情報については意思形成過程の情報に当たらないのではないかと。したがって、処分の取り消しを求めるものであるといった内容のものでございます。

この情報の取扱について、本日、ご協議をいただければと考えているものでございます。

以上でございます。

田辺教育長

ただいま事務局から説明をいたしました。今回のこのご協議につきましては、区政情報一部公開決定処分の取り消しの訴えを審査するものです。

論点になりますのは、審査請求人の訴えの理由にあるように、一部公開決定処分とした中野区立小中学校人口推計が意思形成過程に関する情報であるかということになります。

事務局の説明に関するご質問を含めて、ご意見がございましたら、お願いいたします。

田中委員

ここで初めて聞く言葉なのですけれども、意思形成過程に関する情報というのは具体的にはどういうものになるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

行政実施機関におきまして、審議や検討、協議に関する情報であり、公開することにより外部からの干渉や圧力等により自由な意思決定や意思決定の中立性が損なわれる恐れがある。あるいは未成熟な情報が確定的な情報と誤解され、区民等に混乱を招く恐れがある、また特定の者に利益、不利益をもたらす恐れがある、そういったものにつきましては、実施機関等の意思形成過程における内容が円滑に実施され、公正かつ適切な意思形成過程が行われることを確保するため、公開しない場合があるといったことの意味合いでございます。

田中委員

そうすると、この中野区小中学校の人口推計というのは、何のために作ったものになるのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

昨年11月に、第2次再編計画の中の大規模改修をしようと言っていた学校を、改築にしたほうがいいのか、こういった検討が内部で進んでおりまして、そのための根拠となる数字として作ったものがございます。

田中委員

そうすると、この大和小学校及び若宮小学校の推計を5月に一部公開とした理由というのは、どの辺に相当するのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

その中で、大規模改修から改築に変えた学校というのは、全部の学校ではないので、その中で議論した学校、第2次再編で大規模改修と位置付けられていた学校、それから、今回は、この請求人からの求めが、特に大和・若宮の統合の部分ということがありましたので、その求めに応じて大和・若宮の部分は公開して、それ以外の部分については大規模改修から改築といった議論の中で、特に触れなかった部分というようなこともありましたので、公開をしなかったというところです。

田中委員

ありがとうございます。

渡邊委員

これは、公開をしてくれないかという過程の中において、一部しか公開をしなかったの、改めて全て公開してくれないかというような要望ということによろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

委員ご指摘のとおりでございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員

この資料、別紙1ですがちょっと確認したいと思うのですが、この資料に関しては平成27年11月6日再編担当と記されていますけれども、その時点で作ったものということで、よろしいでしょうか。

副参事（学校再編担当）

はい、そのとおりでございます。

小林委員

そうしますと、去年ちょうど1年前です。その後、改築に変わるという状況を経て現在

ちょうど1年経って、昨年11月に決定した区立小中学校の整備の方法についての検討をするために作成した資料ということのようですので、そういう点では時間も経過しているわけですから、現時点、現在においては意思形成過程に関する情報とは言いがたいのかなというふうに、今、判断をするところですがいかがでしょうか。

渡邊委員

私も小林委員のお話のとおり意思形成過程に関する情報とは言えないような気がします。また、非公開にすることで区民の意見が行政に反映されにくくなり、公正さや、適正な意思形成が行われなくなることも考えられることより、公開を拒む理由はあまりないのではないのでしょうかというふうに考えます。

田中委員

基本的に行政側の策定した資料は、公開をするのが原則だと思うので。今回はこの推計をもとに、既に予算編成や政策などの策定を行ったのであれば、やはり公開したほうがいいのではないかというふうに思います。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、協議についてまとめさせていただきます。

ただいまご協議をいただいたとおり、本審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定を適用して、審査請求人の訴えを認容し、一部公開決定処分を公開とする処分に変更することで取りまとめさせていただきます。

次回の定例会において、議決事件として、当該審査請求に対する決定の議案を提出させていただきます。

それでは、協議を終了いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第6回臨時会を閉じます。

ありがとうございました。

午後0時16分閉会